

## 豊川市介護保険関係事業者連絡協議会部会運営規程

(名称)

第1条 この会は、豊川市介護保険関係事業者連絡協議会（以下、「協議会」という）部会と称する。

(目的)

第2条 部会間においての交流や意見交換をする中で、部会同士の連携をより深め、部会活動の一層の向上を図ることを目的とする。また部会役員会の中で提起された介護サービス現場における課題を事業種の異なる部会において共有・検討することで、協議会全体の資質向上を図る。

(活動内容)

第3条 部会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 事業に関する情報交換・意見交換
- (2) 事業に関する調査・資料作成
- (3) 共同研修会・勉強会
- (4) 外部へのPR活動
- (5) 他部会・行政などへの働きかけ
- (6) 他部会を交えた意見交換・協議
- (7) その他必要と考えられる自主活動

(構成)

第4条 部会は、協議会会則第16条における6部会をもって構成する。

(部会員の範囲)

第5条 部会員の範囲は、各団体に属する実務者とする。

- 2 団体における管理者が同時に実務者を兼ねる場合は、この範囲とする。
- 3 団体において異なる部会に属する複数の事業所を持つ場合は、事業所毎にそれぞれの部会に所属することができる。

(部会役員)

第6条 事業所間の相互連携を円滑なものとするため、部会役員をそれぞれの部会に置く。

- 2 部会役員は、各部会に属する実務者の互選により選出する。
- 3 部会役員は、それぞれの部会で同一の事業所から2名以上含まれてはならず、部会をまたいで同一の人物を置いてはならない。

(部会長等の選任及び職務)

第7条 各部会に部会長1名、副部会長1名、書記1名及び会計1名を置く。

- 2 部会長は、部会を総括し、他部会との連携をとる。

- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 書記は、部会長の指示により部会の書記をつかさどる。
- 5 会計は、部会長の指示により部会の会計をつかさどる。

(部会役員の任期)

第8条 部会役員の任期は、1年間とし再任は妨げない。

- 2 部会役員の、心身の故障等のため職務遂行に堪えられないと認めるときは、解任することができる。
- 3 任期途中で選任された部会役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 部会役員の任期満了時においても、後任者が就任するまでの期間はその役割を負うものとする。

(部会役員会)

第9条 部会役員会は、第6条第1項の部会役員をもって構成する。

- 2 部会役員会は、協議会会則第20条における事務局が招集し開催するほか、必要に応じて各部会長がこれを招集し、開催することとする。
- 3 部会役員会は、各部会長及び副部会長の出席によって開催する。ただし、部会長及び副部会長が出席できない場合は、代理として書記及び会計が出席することができる。
- 4 部会役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは再度検討を行うものとする。
- 5 部会役員会において協議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 各部会の活動や報告に関する事項
  - (2) 各部会が共通して行う事項
  - (3) 共同研修会・勉強会に関する事項
  - (4) 行政などへの質問や意見に関する事項
  - (5) 協議会会則第5条における審議会への議案提出に関する事項
  - (6) その他各部会が付議した事項

(顧問)

第10条 各部会に顧問を置くことができる。

(経費)

第11条 各部会の経費は、協議会の会計から支出された次の収入をもって充てる。

- (1) 部会配分金 1万円
  - (2) 部会活動費 事業年度当初の各部会事業所数×千円
  - (3) その他会場使用料など
- 2 部会活動費の基礎となる事業所数については、年度当初の届出数とし、以降については年度終了まで変更を行わない。
  - 3 経費は、原則的に事業年度内に使い切るものとし、未執行となった場合は協議

会会計に返還する。ただし、千円未満の端数については各部会の会計において次の事業年度へ繰り越すものとする。

(事業年度)

第 12 条 部会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日をもって終了するものとする。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会役員会がこれを定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。